

## 令和8（2026）年度固定資産税（償却資産）申告の手引き

固定資産税は、土地・家屋に加え償却資産（事業用資産）に対しても課税されます。事業を営み償却資産を所有する方は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告する義務があります。

### ● 儻却資産申告書の様式が変わりました

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく標準準拠システムへの移行に伴い、新様式にて申告をいただくことになります。

記載方法については、記載例（7ページから8ページ）の確認をお願いします。

様式に変更があった書類は以下のとおりです。

旧	新
<b>償却資産申告書（償却資産課税台帳）</b>	<b>償却資産申告書（償却資産課税台帳）</b> ※名称に変更はなく、様式のみ変更されています。
<b>種類別明細書（減少資産用）</b>	<b>種類別明細書（増減資産用）</b> ※増加と減少が統合されました。
<b>種類別明細書（増加資産・全資産用）</b>	<b>種類別明細書（全資産用・プレ申告用）</b> ※本書類は同封されていません。必要な場合は別途御連絡をいただくか、ホームページよりダウンロードをお願いします。

### 【必ず記入いただきたい事項】

「種類別明細書（増減資産用）」の異動区分について、資産の増加、減少及び訂正の判断をするため記入をお願いします。

### ● 申告期限 **令和8（2026）年2月2日（月）**

※期限が近づくと窓口が混み合うため、できるだけ早めの提出をお願いします。

### ● 提出書類 儻却資産申告書・種類別明細書 ※詳細は4ページを参照。

### ● 提出方法 窓口に持参、郵送、電子申告（eLTAX） ※詳細は4ページから5ページを参照。

### ● 提出先・問合せ先

市ホームページ



那須塩原市 総務部 固定資産税課 資産税家屋係

〒329-2792 那須塩原市あたご町2番3号

電話 0287-38-2561

【以下の窓口でも提出を受け付けます】

- ・本庁 課税課（〒325-8501 共墾社108番地2）
- ・塩原支所（〒329-2993 中塩原1番地2）
- ・幕根出張所（〒329-2801 関谷1266番地4）

《窓口・電話受付時間》

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時～16時

## 償却資産申告を自社電算処理により行う方へ

自社電算処理による償却資産の申告の際には、下記の事項に留意してください。御不明な点は、問い合わせてください。

### 記

#### 1 毎年必ず、自社電算処理により、全資産について申告してください。

※自社電算処理による申告の場合も、市で送付した償却資産申告書を併せて提出してください。

#### 2 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は総務省令に定める様式で提出してください。

※令和13年3月31日までの間は、旧様式を使用することが可能です。

#### 3 申告書左下欄「評価額（末）」に評価額を必ず記載してください。

#### 4 「全資産」「増加資産及び減少資産」の種類別明細書を必ず添付してください。

※ただし、市の管理上の理由で、種類別明細書は課税台帳に登録されません（特例対象資産等、一部の資産を除く）。

#### 5 一法人一課税が原則です。市内において複数の事業所で償却資産をお持ちの方は、あらかじめ事業所間の資産を合算の上、申告してください。

#### 6 減価償却方法は定率法での計算になります。定額法での計算の場合、申告額と課税額に相違が生じる場合があります。また、地方税法においても償却資産の課税計算は定率法と定められています。

#### 7 自社電算処理による申告を行う方への送付物は以下のとおりです。送付を希望しない場合は、申告書右下欄「22. 備考」にその旨を記載してください。

- ・償却資産申告書（所有者等が印字されたもの）
- ・種類別明細書（前年度の申告内容が印字されたもの）
- ・申告の手引等

※種類別明細書（白紙）は、希望する方のみに送付します。送付を希望する場合は、申告書右下欄「22. 備考」にその旨を記載してください。

## 1 申告が必要な方

令和8（2026）年1月1日現在、那須塩原市内に償却資産を所有している方

※店舗経営のほか、駐車場やアパートの貸付、太陽光発電の電力販売等を行う場合も申告が必要です。

※該当する償却資産を所有していない場合や、事業閉鎖等で資産を処分（売買・譲渡・廃棄等）した場合も申告が必要です。また、所得税の確定申告とは別もののため、それぞれに申告が必要です。

## 2 儻却資産とは

土地、家屋以外の事業用の資産で、税務会計（法人税・所得税）において減価償却の対象となる資産をいいます。

資産の種類		主な償却資産の具体例
1	構築物	【構築物】舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）等 【建物付帯設備】受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備等
3	船舶	モーター・ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が0又は9で始まるもの）、 構内運搬車、フォークリフト、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く。 (農耕作業用トレーラーの一部は、軽自動車税の課税対象となります。)
6	工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、 理容・美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(1) 事業に使用できる状態であれば申告が必要		(2) 申告の対象ではない償却資産	
アイ イ エ エ オ カ	建設仮勘定で経理されている資産 決算期以後に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産） 償却済み資産（減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産） 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産） 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）	ア イ ウ エ オ カ	自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ※ただし、大型特殊自動車は申告が必要です。 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、特許権等） 繰延資産（創立費、開業費、試験研究費等） 商品、貯蔵品 生物、立木、果樹 ※ただし、観賞用・興行用のものは申告が必要です。 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

### （3）業種別の主な償却資産

業種等	主な償却資産の具体例
★ 各業種共通	看板、広告塔、パソコン、コピー機、エアコン、駐車場設備、舗装路面等
農業	ビニールハウス、堆肥舎、乾燥機、農業用機械・器具等
事務系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫等
飲食業	食卓、椅子、厨房用品、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、冷凍庫等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、レジスター等
小売業	陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機等
食肉鮮魚販売業	肉切機、ミンチ機、冷蔵庫、冷凍庫、陳列ケース、電子秤等
自動車修理業	旋盤、圧縮機、測定・検査工具、舗装路面、塗装ブース等
金属加工業	受変電設備、舗装路面、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機等
医療院	手術台、心電計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、待合室用椅子等
不動産貸付業	舗装路面、塀、緑化施設、駐輪場、外灯、自家発電設備、受変電設備等
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、島設備、玉貸機等
電気事業	太陽光発電設備（太陽光パネル）、フェンス等

### （4）少額の減価償却資産の扱い

少額資産とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

取得価格		国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	
	20万円未満	減価償却	
	20万円以上	減価償却	
法人	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	
		減価償却	
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象
	20万円未満	減価償却	
	20万円以上	減価償却	

※租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金算入した場合も、固定資産税は申告の対象となります。

## (5) リース資産と納税義務者

リース資産は、契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると次のとおりです。

リース契約内容	貸している方	借りている方	※ 平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は国税の税務会計処理方法が変更されました。固定資産税においては、従来どおり資産を貸している方の申告が必要です。
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告対象	申告対象外	※ 所有权留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方が申告してください。
割賦販売に当たるようなリース資産	申告対象外	申告対象	

## 3 提出書類「入力用」の1部はお手元に保管してください。

○…要提出 ×…提出不要

		償却資産申告書(緑色)	種類別明細書 増減資産用(赤色)
初めて申告する場合		○	○
前年度までに 申告している場合	資産の増減あり	○	○
資産を所有していない場合	資産の増減なし	○ <sup>※1</sup>	×
1月1日現在、廃業・解散等の場合		○ <sup>※2</sup>	×

- 資産の増減がない場合 (※1) : 申告書「19. 資産に増減なし」に
- 資産を所有していない場合 (※2) : 申告書「20. 該当資産なし」に
- 廃業・解散等の場合 (※3) : 申告書「21. 転出・廃業…」に
- 売買や相続等で所有者が変わった場合 : その時期と理由、新所有者の名称と所在地を申告書「22. 備考」に記入してください。

詳細な記入例は7ページ  
を参照

## 4 提出方法

○…持参・同封が必要 ×…不要

		個人番号カード 又は通知カード	身分証明書 (運転免許証等)	その他
窓口に 持参	本人	○	○	
	代理人	○ ※申告者本人分の写し	○ ※代理人の分	・委任状(代理権が確認できるもの)
郵送		○ ※写しを同封	×	・(償却資産申告書の控に受付印の押印が必要な方のみ)「入力用」の用紙2部・切手を貼った返信用封筒を同封
電子申告	必要な準備、操作手順等は「eLTAX:地方税ポータルシステム」のホームページで確認してください。 【問合せ先】eLTAXヘルプデスク 0570-081459(全国一律市内通話料金) ※つながらない場合 03-5521-0019(通常電話料金)		eLTAXホームページ	よくあるご質問  

## (1) 注意事項

### ●電子申告を利用する場合

- 電子申告の利用者には、翌年度12月上旬に、eLTAX上でプレ申告データ（前年度までに申告した資産等が入力されたデータ）を提供するので、活用してください。
- 全資産申告を行う場合、申告書下段の評価額・決定価格・課税標準額も入力してください。入力がないと、市の固定資産税システムにデータを連携することができません。

### ●市内において複数の事業所や店舗で償却資産を所有する場合（一法人一課税が原則です）

申告書に**本社所在地を記載**し、あらかじめ事業所間の資産を合算して申告してください。

### ●自社電算処理による申告を行う場合（詳細は2ページを参照）

自社電算処理により申告する場合は、以下に示す要件を全て満たす必要があります。

- 翌年度以降も継続して自社電算処理で申告書を提出すること。
- 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」が総務省令で定める様式であること。
- 全資産について1月1日現在の「評価額」を記載すること。
- 「全資産」「増加資産及び減少資産」の明細を必ず添付すること。

**※自社電算処理による申告の場合も、市が送付した償却資産申告書を併せて提出してください。**

## 5 課税標準の特例

該当する資産がある場合は、適用条項を申告書の備考欄に記入し、これを証する書面等を添付してください。また、種類別明細書の名称欄等に当該資産の所在地を記載してください。

### (1) 例：中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例の場合

市から「先端設備等導入計画」の認定を受けて中小事業者等が取得した設備について、次のとおり特例が適用されます。

課税標準額		令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した資産は、 賃上げ表明の率に応じて軽減が適用。 ・ 1. 5%以上の賃上げ表明：3年間、1/2に軽減 ・ 3%以上の賃上げ表明：5年間、1/4に軽減
対象	機械及び装置	取得価額：160万円以上
測定工具及び検査器具	取得価額：30万円以上	
設備	器具及び備品	取得価額：30万円以上
	建物附属設備	取得価額：60万円以上 ※家屋と一体で課税されるものは特例対象外。
申告時の添付書類		・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画認定書の写し ・（リース会社が申告する場合）リース契約書の写し、公益社団法人リース事業協会が発行した固定資産軽減計算書の写し ・投資計画に関する確認書の写し ・賃上げ方針を計画内に位置付け、従業員に表明したことを証する書面の写し

## 6 国税との主な違いについて

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	法人：事業年度 個人：暦年
減価償却の方法	定率法のみ (減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同じ)	○定額法・定率法の選択制 ※定率法を選択した場合 ・平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」 ・平成19年4月1日以降に取得した資産は「定率法」(250%定率法) ・平成24年4月1日以降に取得した資産は「定率法」(200%定率法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却・陳腐化償却	認められます（※1）	認められます
圧縮記帳	認められません（※2）	認められます

評価額の最低限度額	取得価格の100分の5	残存簿価1円
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
少額減価償却資産の即時償却	適用されません(※3)	適用されます

- ※1 耐用年数の短縮、増加償却及び陳腐化償却の適用を受けた資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。この場合、申告書提出前に必ず連絡してください。
- ※2 圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価格で申告してください。
- ※3 中小事業者が取得した少額減価償却資産(取得価格30万円未満の資産)について、即時償却制度(租税特別措置法)は固定資産税においては認められていません。

## 7 課税標準額・税額の計算方法

### (1) 課税標準額の計算

受け付けた申告書の内容に基づき評価額を計算の上、価格を決定し、課税標準額を計算します。課税標準額は令和7(2025)年1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録された価額です。

- ① 傷却資産一品ごとに、下の算式により、それぞれの『評価額』を計算します。

ア 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額}^{*1} \times (1 - \{\text{償却率} \times 1/2\}^{*2})$$

例: 取得価額 20,000,000円、耐用年数17年の太陽光発電設備を取得した場合

$$20,000,000 \times (1 - \{0.127 \times 1/2\}) = 18,720,000 \text{円} \text{【評価額】}$$

※1 取得価額には、資産を取得するのに必要な費用(据付費、運搬費等)を含みます。

※2 「償却率×1/2」は、小数点以下第4位を四捨五入します。

イ 前年より前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{償却率})$$

例: 前年度評価額 18,720,000円、耐用年数17年の場合

$$18,720,000 \times (1 - 0.127) = 16,342,560 \text{円} \text{【評価額】}$$

※ 取得価額の5%より小さい場合は、当該取得価額の5%の額が評価額となります。

- ② ①で計算した『評価額』を合計し、その事業者の決定価格=『課税標準額』を決定します。

※課税標準の特例等が適用される場合、決定価格-特例による減少額=『課税標準額』になります。

○耐用年数に応ずる定率法による償却率表(年率)減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第7

耐用年数	償却率								
2	0.684	8	0.250	14	0.152	20	0.109	30	0.074
3	0.536	9	0.226	15	0.142	21	0.104	35	0.064
4	0.438	10	0.206	16	0.134	22	0.099	40	0.056
5	0.369	11	0.189	17	0.127	23	0.095	45	0.050
6	0.319	12	0.175	18	0.120	24	0.092	50	0.045

※固定資産税(償却資産)の評価では旧定率法を用います。国税(法人税等)で用いている定率法ではありませんので、注意してください。

### (2) 税額の計算

課税標準額に税率(1.4%)を掛けて税額を計算します。

※全資産合計の課税標準額が150万円未満(免税点未満)の場合は、課税されません。

免税点の判定(150万円未満となるかどうか)は、本市で計算した結果によりますので、**償却資産の多少(資産がない場合も含みます。)**にかかわらず申告してください。

## 8 その他

- (1) 正当な事由がなく申告をしなかった場合、地方税法第386条及び那須塩原市市税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合、地方税法第385条の規定により1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
- (2) 過年度の申告漏れ・申告誤りが判明した場合は、地方税法第17条の5の規定に基づき、最大5年分遡って課税します。
- (3) 申告書等はコンピュータ等で処理しますので、丁寧に記入してください。
- (4) 用紙が不足した場合や不明な点がある場合は、問い合わせてください。

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

記載例 資産の増加・減少がない場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
令和8年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
償却資産申告書（償却資産課税台帳）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
那須塩原市長 殿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
受付印																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
令和 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9786534																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
申告書等送付番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">所 有 者</td> <td colspan="2">フリガナ</td> <td colspan="2">ナスシオバラシヨウコンシャ</td> <td colspan="2">個人番号又は法人番号</td> <td colspan="2">1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</td> <td colspan="2">短縮耐用年数の承認</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1</td> <td colspan="2">新規登録</td> <td colspan="2">那須塩原市共墾社108番地2</td> <td colspan="2">事業種目</td> <td colspan="2">総合事務サービス業</td> <td colspan="2">□有</td> </tr> <tr> <td colspan="2">有</td> <td colspan="2">電話番号</td> <td colspan="2">0287-12-3456</td> <td colspan="2">資本金又は出資金の額</td> <td colspan="2">70,000,000円</td> <td colspan="2">□無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2</td> <td colspan="2">公簿上の住所 又は所在地</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">事業開始年月</td> <td colspan="2">平成17年1月</td> <td colspan="2">□有</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3</td> <td colspan="2">フリガナ</td> <td colspan="2">カブシキガイシャ ナスシオバラショウジ</td> <td colspan="2">この申告に応答する者の様及び氏名</td> <td colspan="2">資産管理部門 桜木 花子</td> <td colspan="2">□無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">者</td> <td colspan="2">氏名</td> <td colspan="2">株式会社 那須塩原商事</td> <td colspan="2">電話番号</td> <td colspan="2">0287-12-3457</td> <td colspan="2">□有</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4</td> <td colspan="2">法人名にあってはその名称及び代表者の氏 屋号</td> <td colspan="2">代表取締役 那塩 太郎</td> <td colspan="2">税理士等の氏名</td> <td colspan="2">XX税務会計事務所 下野 一郎</td> <td colspan="2">□無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4</td> <td colspan="2">公簿上の生年月日 又は設立年月日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> <td colspan="2">電話番号</td> <td colspan="2">0287-23-4567</td> <td colspan="2">□有</td> </tr> <tr> <td colspan="12">資産の種類 取 得 価 額</td> </tr> <tr> <td colspan="12">資産の種類 前年に取得したもの(イ) 前年に減少したもの(ロ) 前年に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>構 築 物</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>47</td> <td>320</td> <td>000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>47</td> <td>320</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>機 械 及 び 装 置</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>160</td> <td>000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>160</td> <td>000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船 舶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>航 空 機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>車両 及 び 運 車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工 具 、 器 具 及 び 備 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">資産の種類 ※評価額※決定価格※課税標準額 数量</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>構 築 物</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> <td>十億</td> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>機 械 及 び 装 置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船 舶</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>航 空 機</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>車両 及 び 運 車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>工 具 、 器 具 及 び 備 品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="12">※注意 資産の増加・減少がない場合、種類別明細書の提出は不要です。</td> </tr> </table>												所 有 者		フリガナ		ナスシオバラシヨウコンシャ		個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		短縮耐用年数の承認		1		新規登録		那須塩原市共墾社108番地2		事業種目		総合事務サービス業		□有		有		電話番号		0287-12-3456		資本金又は出資金の額		70,000,000円		□無		2		公簿上の住所 又は所在地				事業開始年月		平成17年1月		□有		3		フリガナ		カブシキガイシャ ナスシオバラショウジ		この申告に応答する者の様及び氏名		資産管理部門 桜木 花子		□無		者		氏名		株式会社 那須塩原商事		電話番号		0287-12-3457		□有		4		法人名にあってはその名称及び代表者の氏 屋号		代表取締役 那塩 太郎		税理士等の氏名		XX税務会計事務所 下野 一郎		□無		4		公簿上の生年月日 又は設立年月日		年 月 日		電話番号		0287-23-4567		□有		資産の種類 取 得 価 額												資産の種類 前年に取得したもの(イ) 前年に減少したもの(ロ) 前年に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))												1	構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円			47	320	000						47	320	000		2	機 械 及 び 装 置	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円			2	160	000						2	160	000		3	船 舶													4	航 空 機													5	車両 及 び 運 車													6	工 具 、 器 具 及 び 備 品													7	合 計													資産の種類 ※評価額※決定価格※課税標準額 数量												1	構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	2	機 械 及 び 装 置													3	船 舶													4	航 空 機													5	車両 及 び 運 車													6	工 具 、 器 具 及 び 備 品													7	合 計													※注意 資産の増加・減少がない場合、種類別明細書の提出は不要です。											
所 有 者		フリガナ		ナスシオバラシヨウコンシャ		個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		短縮耐用年数の承認																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1		新規登録		那須塩原市共墾社108番地2		事業種目		総合事務サービス業		□有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
有		電話番号		0287-12-3456		資本金又は出資金の額		70,000,000円		□無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2		公簿上の住所 又は所在地				事業開始年月		平成17年1月		□有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
3		フリガナ		カブシキガイシャ ナスシオバラショウジ		この申告に応答する者の様及び氏名		資産管理部門 桜木 花子		□無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
者		氏名		株式会社 那須塩原商事		電話番号		0287-12-3457		□有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4		法人名にあってはその名称及び代表者の氏 屋号		代表取締役 那塩 太郎		税理士等の氏名		XX税務会計事務所 下野 一郎		□無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4		公簿上の生年月日 又は設立年月日		年 月 日		電話番号		0287-23-4567		□有																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
資産の種類 取 得 価 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
資産の種類 前年に取得したもの(イ) 前年に減少したもの(ロ) 前年に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		47	320	000						47	320	000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
2	機 械 及 び 装 置	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		2	160	000						2	160	000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
3	船 舶																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4	航 空 機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5	車両 及 び 運 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
資産の種類 ※評価額※決定価格※課税標準額 数量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	構 築 物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
2	機 械 及 び 装 置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	船 舶																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4	航 空 機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5	車両 及 び 運 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
6	工 具 、 器 具 及 び 備 品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
※注意 資産の増加・減少がない場合、種類別明細書の提出は不要です。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

